

第 3 号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年豊川市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項を次のように改める。

1	市長	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの
---	----	--	-------------------------------------

別表第 2 の 4 の項を次のように改める。

4	市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの
---	----	---	-------------------------------------

	で定めるもの	
--	--------	--

別表第2の6の項中「地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。以下同じ。）に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に改める。

別表第2の11の項を次のように改める。

11	市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの
----	----	---	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。